

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.40 改葬(お墓の引っ越し)

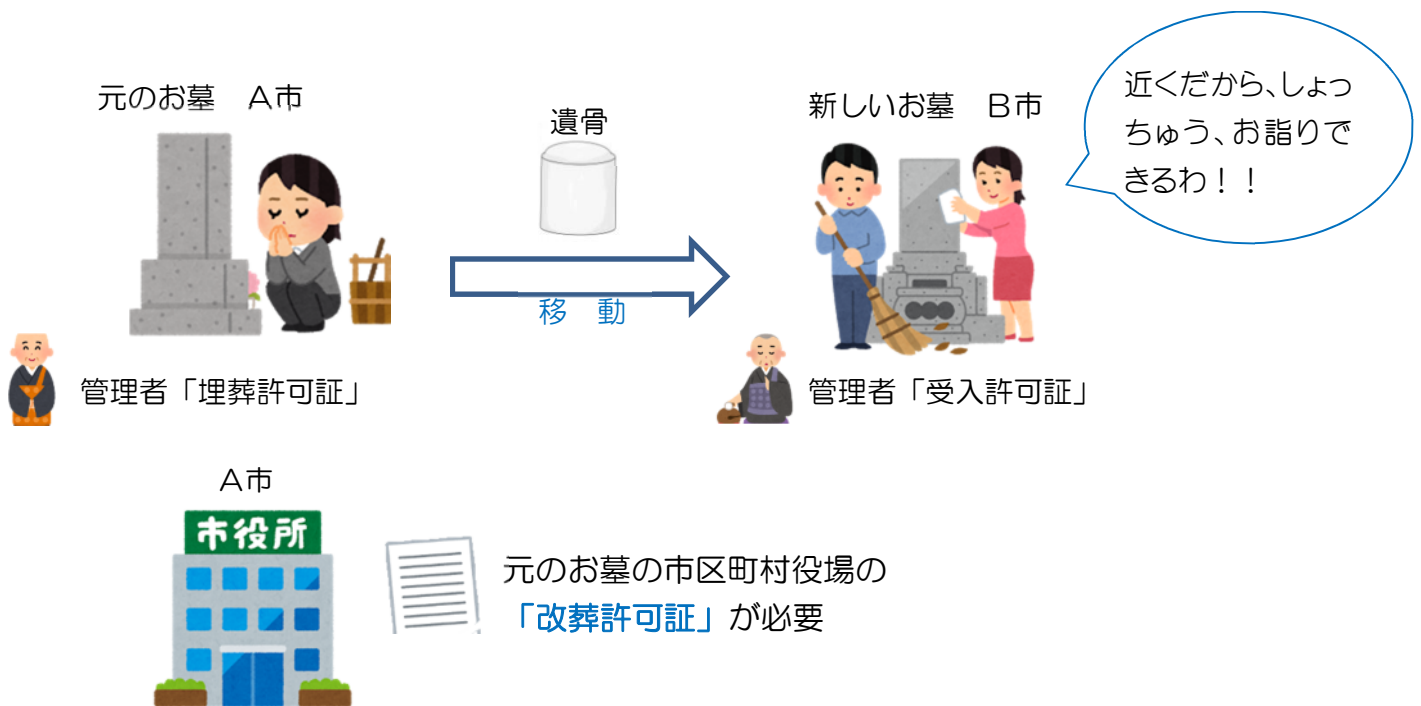
みなさま、お元気でお過ごしでしょうか？
今年も間もなく、桜の季節がやってきますね。人との出会い、別れ、
いろいろありますが、今に感謝して過ごせるとよいですね。



「お墓を継ぐ人がいないから、墓じまいをしたい」、「お墓が遠方で、お詣りするのが大変だから、自宅近くにお墓を移したい」、このように思う人が増えています。今回は、お墓を自宅近くに移す改葬（お墓の引っ越し）についてお伝えしたいと思います。

改葬（お墓の引っ越し）の手続き

改葬の手続きは、意外と面倒で、新しいお墓と元のお墓、元のお墓がある市区町村役場の許可が必要になります。手続きは以下の通りです。（市区町村役場によって、手続きや証明書の言い方が変わりますので、ご注意ください）



1. 元のお墓がある市区町村役場から、「改葬許可申請書」の用紙をもらいます。
「改葬許可申請書」の用紙は、各自治体の HP や郵送で入手できることが多いですが、必要書類などは各自治体によって異なりますので、予め確認してください。



2. 新しいお墓の管理者から遺骨の「受入許可証」を発行してもらいます。（必要な場合）



3. 元のお墓の管理者に「埋葬許可証」を発行してもらいます。(必ず必要)



4. 必要事項を記入した「改葬許可申請書」を、「受入許可証」「埋葬許可証」と一緒に市区町村役場に提出し、「改葬許可証」を発行してもらいます。



5. 「改葬許可証」を新しいお墓の管理者に提出します。



6. 遺骨を取り出したお墓は、更地に戻す必要があるのですが、石材店を手配します。利用できる石材店が指定されていることもあります。

お墓から遺骨を取り出すときに「閉眼法要」、納めるときには「開眼法要」と呼ばれる儀式を行います。

トラブルになりやすい檀家との関係

改葬でトラブルになりやすいのは、元のお墓の管理者(菩提寺など)との関係です。菩提寺は、檀家が減るのを嫌がるので、事前の相談なしで改葬を求めると話がこじれることが多いです。また、古くからの慣習で、菩提寺に、今までにお世話になった気持ちとして支払うお布施(離檀料)がありますが、100万円を超える離檀料を求めるところもあり、トラブルの原因になっています。離檀料に法的な根拠はありませんが、菩提寺ともめるのは避けたいものです。事前の相談と節度ある行動を心がけ、それでも、法外な金額を要求される場合は、専門家に相談するのがよいでしょう。

改葬の費用

改葬の費用は、230万円~330万円が相場のようなのですが、新しい墓の永代使用料だけでもそれくらいかかるところもあり、かなりのばらつきがあります。手間も費用もかかる改葬ですが、自分の代で行わなければ子の代に持ち越しになってしまいます。遺族への負担をできるだけ減らしたいという場合は、やはり自分の代でけりをつけておくのがよいと思います。

今まで
ありがとう
ございました!



長い間、情報発信をお読みいただき、誠にありがとうございます。

諸般の事情により、郵送でのお届けは、本号をもちまして最終とさせていただきます。今後も、HP上にはアップしてまいりますので、たまには、のぞいてみてくださいね。ご利用の際には最大限のサービスをご提供させていただきます。お気軽にご相談いただければ、うれしいです。

今後とも、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

遺言、相続、離婚、内容証明、契約書
不動産(業務提携)、保険(業務提携)
遺品整理(業務提携)、その他何でも
お気軽にご相談ください。

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町 1-17-203 (JR 芦屋徒歩 1 分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

URL <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com